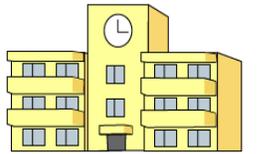




日本共産党市議会議員  
**松村ヤス子の  
市議会報告**

2014年6月



## 考えられない ずさんな管理

尼崎の市立高校の運動クラブの部費および、宿泊施設利用料の管理についてクラブ関係者から私的な流用等の疑いがあるとの情報が寄せられました。金銭管理の「ずさんさ」そのものの処理のあり方について質問しました。

### 質問

10年にわたって部費を管理する会計簿がなかったと言われているが事実か。

### 教育長答弁

平成14年7月までは、保護者が管理していたが、保護者から、顧問の教諭に管理してもらいたいとの依頼があり、その後の分については、会計簿が作成されていないかった。

### 質問

会計簿への記帳がなく、現金をカバンに出し入れしながら管理していたのは、どの程度の期間か。会計簿

責任において管理していたからである。

### 質問

10年以上にわたって、不適切な管理がされていた事実からすれば、収支を合わせるために、不足分を管理していた顧問に戻させるといったことがあっても、不思議ではない。不足分を戻させたのではないか。

### 教育長答弁

学校からは、すべての部費はクラブのことに使われており、私的な流用はなかったと報告を受けている。私的な流用がなかったことについては、平成24年4月に複数の第3者によって、領収書と現金との突合を行った上で、確認されたものである。

### 質問

部費は月額6000円。同

クラブの生徒数は7、80人くらいとのこと。3年生が半年で引退するとすれば、年間の部費収入は、400万円、470万円程度になる。しかも、10年以上にわたって

多額のお金の管理にもかかわらず、当たり前の会計管理が長年にわたり、実施されていないかったことを校長も教育委員会も掌握していなかったとすれば、それこそが問題である。管理者としての

学校長の責任は、厳しく問われなければならないと考えらるかどうか。

### 教育長答弁

クラブの会計管理が適切に行われていなかったことについては、当時の校長も把握していないかった。

また、当時は、学校徴収金事務取扱要綱もなく、全面

的にクラブに管理が任されていたように問題があったと考えている。

現在は、平成23年度3月1日に制定された「学校徴収金事務取扱要綱」により、学校には、適切な会計管理を求められており、適正に管理されていると認識している。

クラブ活動の指導にあたっておられる教諭の方たちのご苦労は大変です。特に、体育系のクラブ活動では、強いチームにしたい、そういう思いが強ければ強いほど、土日も指導され、休日もなかなか取れないということをよく聞いています。

本当に教諭の献身的な指導があつてこそそのクラブ活動だと承知しています。それだけに、今回のような金銭問題で、顧問の教諭が、関係者から疑念を持たれる事態を未然に防げなかったことは、大変残念です。

## 納得できない答弁

収入額は部費なので、10年以上にも及ぶのクラブの生徒の人数がきちんと把握できるのだろうかという疑問がぬぐえません。

また、宿泊施設の利用料を貸布団代・食事代より多い定額にしました。差額は、シャンプーなどに使ったということです。その収支もあつており、剰余金はなかったという答弁でしたが、それを確認するすべが明らかではありません。

同クラブの会計管理をしていた教諭は、この問題が明らかになった後、市外に「異動」になりました。その時の校長も、退職されています。問題が発覚してから、数字上のつじつまを合わせる日時は十分あり、つじつまを合わせてから、第3者を交えて確認したことが十分可能です。

過去には、尼崎市立の高校で教諭によるセクハラ問題がありました。その時も、今回同様、その教諭は、「異動」でことを済まされました。学校を舞台に教諭が問題を起こした場合、当事者を異動させて、校長などの管理責任は問われなままでの「隠ぺい体質」という思いがぬぐえません。

今回のこの問題では、金銭管理の基本である会計簿をつくらずに、大金を管理してきたことが根本問題であり、その不正常を放置していた校長や教育委員会の責任は、特に大きく問われるべきと指摘せざるを得ません。

教育現場でのことだけに、つくづく残念に思っています。

# 市財政と市民生活を苦しめる 地方税法等の改悪

## 消費税増税に伴って 地方法人税を創設

消費税を8%に増税 ↓ 地方自治体への消費税収が増加(1% ↓ 1・7%) ↓ 地方自治体に配分される消費税額の格差が拡大 ↓ 格差の拡大を是正するための地方交付税の財源確保が必要 ↓ 地方法人税(国税を新たに創設)

なお、新たに創設される地方法人税の税率は法人税の4・4%ですが、その分、法人住民税を法人税の4・4%分引き下げる

## 市は3億円も減収に

地方法人税の創設で、法人の負担については増減はありません。しかし、法人住民税が国税化されるので、地方自治体はその分減収になります。

尼崎市では、平成28年度で、11億4千万円の減収が見込まれます。税収が減れば、地方交付税が増額されます。しかし、地方交付税が増額されるのは減収額の75%で8億円余りです。つまり、25%分、3億円弱が減収になります。

三位一体改革で地方交付税の総額削減が打ち出され、平成26年度も3000億円もの減額となっているなかで、地方税法の改正方

向としては、問題です。地方自治体の財政力格差の是正は、国、地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充するなかで行われるべきです。

## 軽自動車、原付・オートバイなどの軽自動車税が1・5倍に

自動車業界の要望に忝えて、自動車取得税の税率を引き下げます。

一方、多数の市民や中小業者の移動手段や事業用となっている軽自動車や原付・オートバイなどの市に納める軽自動車税は2015年4月以降に買う新車を対象に現行7200円を1・5倍の10800円に、また、原付バイク(50cc以下)は1000円から2000円に、250ccを超える小型二輪車は4000円から6000円に引き上げられます。ざっと、6000万円もの庶民増税です。

日本共産党議員団は、地方財源を消費税に頼らないこと、地方自治体間の財政力の格差是正は、国と地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充するなかで行われるべきだと考え、国に対する抗議の意味を込めて、市税条例の改正に反対しました。

## 税制の大原則は

政治の基本は、税・社会保障制度などで、所得を再配分して国民の暮らしを向上させることです。

そのための民主的な税制とは  
負担能力に応じた負担 = 高い所得には重い負担・・・ところが、高い所得の場合の税率がだんだん低くされ、再配分機能が低下しています。

生活費費課税の原則(最低生活の保障)・・・所得税でも住民税でも納税者自身には基礎控除があります。これは、最低生活費には税をかけないという原則からのものです。基礎控除だけでなく、所得のない扶養家族には、配偶者控除や各種の扶養控除制度がありました。これも、その人たちの最低生活費には税金をかけないという原則からのものです。

これらの原則を無視した税制の改変は行うべきではありません。

## 見なし寡婦制度の実施を

所得税・住民税には、各種の控除制度があり、結婚歴がある一人親家庭で、子供を養育している場合、寡婦控除があります。しかし、結婚歴がない場合は、適用されません。適用されなければ、当然、所得税、住民税は高くなります。

所得税・住民税によって、費用負担に差が出る事業や制度は、保育料や市営住宅などの入居資格や家賃、乳幼児医旅費、子ども医療費、母子家庭などの医療費助成制度、がん検診などの費用負担など多岐にわたっています。

質問・・・同じ一人親家庭でありながら、結婚歴の有無で、負担が異なるのは不公平ではないか。積極的に国に、是正を求めるべきではないか。税制が改正されるまで、結婚歴がない場合も寡婦控除をしたとみなす、「見做し寡婦控除制度」を実施すべきではないか。

市長答弁・・・一人親であるという実態が同じでありながら、非婚世帯に対しては、税制面等で不利益が生じており、課題がある。非婚の一人親家庭への支援施策について、平成25年6月に全国市長会から所得税の寡婦控除の対象とするよう要望しており、12月の与党税制改正大綱で今後の検討事項として、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を進めるとされた。こうした動きがあるなか、本市としては、引き続き、国における今後の動向を踏まえて対応していきたい。早期の改正実現に向け、機会をとらえて、国へ働きかけていく。